

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 御中



損保ジャパン日本興亜

## 国内旅行傷害保険(任意包括)のご案内

2019年5月吉日

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

## 包括契約の方法

### 1. 契約者

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

### 2. 被保険者

地区協会の依頼で、災害協力業務に出張する会員企業の役職員全員

### 3. 補償内容

国内旅行行程中に被った傷害危険(天災危険担保)

### 4. 1名あたり保険金額

死亡200万円、入院3,000円、通院2,000円

### 5. 1名あたり保険料

| 1泊2日まで | 3泊4日まで | 6泊7日まで | 13泊14日まで | 1ヶ月まで |
|--------|--------|--------|----------|-------|
| 261円   | 297円   | 334円   | 478円     | 783円  |

### 6. 出張台帳の備え付け

出張者の氏名、保険期間(旅行期間)、保険金額等を記載した帳簿を備え付けていただきます。

損保ジャパン日本興亜は必要な場合この帳簿を閲覧させていただきます。

### 7. 毎月の報告

毎月末日にその1か月間の出張者に関する通知書を提出していただきます。

### 8. 暫定保険料の支払い

年間見込保険料:5,000円(1年分の確定保険料と相殺します。)

### 9. 最低保険料

5,000円

## 国内旅行傷害保険のご案内

### 1. 補償内容

日本国内を出張中の事故を補償します。

|                 | 保険金をお支払いする<br>主な場合   | お支払いする<br>保険金  | 保険金をお支払いできない<br>主な場合(共通)   |
|-----------------|--|--|--|
| 死亡<br>保険金       | 旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合    | 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。                 | ①故意または重大な過失<br>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為<br>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転<br>④脳疾患、疾病または心神喪失<br>⑤妊娠、出産、早産または流産<br>⑥外科的手術その他の医療処置<br>⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 <sup>(※1)</sup> を除きます。)、核燃料物質等によるもの<br>⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 <sup>(※2)</sup> のないもの |
| 後遺<br>障害<br>保険金 | 旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合 | その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 |  |
| 入院<br>保険金       | 旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合                           | 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。                                 |  |

## 国内旅行傷害保険のご案内

|               | 保険金をお支払いする<br>主な場合  | お支払いする<br>保険金   | 保険金をお支払いできない<br>主な場合(共通) 続き  |
|---------------|---|---|--|
| 手術<br>保険<br>金 | <p>旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術</p> <p>②先進医療に該当する手術</p> | <p>入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を、手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。</p>                        | <p>⑩ピッケル等の登山用具を使用する岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故(あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります。)</p> <p>⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p> |
| 通院<br>保険<br>金 | <p>旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合</p>   | <p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> |  |